

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに  
公布する。

令和7年12月9日

海田町長 竹野内 啓佑

## 海田町条例第23号

### 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和44年海田町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の237.5」を「100分の242.5」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の225」に、「100分の242.5」を「100分の240」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。  
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。